

令和7年度主な施策等一覧（財政局）

区 分	事 項	予 定 額 千円	頁
拡 充	予算編成システムの構築	527,000	1
	スマート窓口導入調査	4,000	2
継 続	住民票の写し等のコンビニ交付導入準備	77,000	3
	定額減税補足給付金	6,676,000	4

令和 7 年度主な施策等一覧

財政局

事 項	(拡充) 予算編成システムの構築	草案頁	6 1 頁
予 定 額	5 2 7 , 0 0 0 千円		
事業の概要	1 趣 旨 本市の予算編成業務のD X化を進めるため、システム構築に向けた設計及び開発等を実施する。		
	2 内 容 ・システム設計 ・プログラム開発 ・システム構築支援		
	3 事業費		
	区分	事業費	備考
	令和 7 年度	527, 000千円	設計・開発及び構築支援
	令和 8 ～ 9 年度 (債務負担行為の限度額)	608, 000千円	上記に加え稼働後の運用保守業務を含む
	計	1, 135, 000千円	
	4 スケジュール (予定) 令和 7 年度 構築事業者及び構築支援事業者決定 令和 7 ～ 8 年度 設計・開発 令和 9 年度～ 稼働		
担 当 課	財政部財政課 電話 9 7 2 - 2 3 0 6 (内線 2 3 0 6)		

令和7年度主な施策等一覧

スポーツ市民局
財政局

事 項	(拡充) スマート窓口導入調査	草案頁	69頁 70頁
予 定 額	26,340千円 スポーツ市民局 22,340千円 財政局 4,000千円		
事業の概要	1 趣 旨 区役所における「待たなくてよい」「書かなくてよい」「分かりやすい」をコンセプトとしたスマート窓口について導入に向けた調査を行う。 2 内 容 (1) スポーツ市民局分 ア 業務フローの可視化・分析調査等 令和6年度に実施した調査の結果等を踏まえ、既存の窓口に係る業務フローの可視化・分析調査等を実施する。 イ 窓口支援システム調達準備 令和8年度の窓口支援システムの調達に向けた準備を実施する。 ウ ワンストップ化の検討 複数の窓口を回ることなく手続きを行えるスマート窓口のワンストップ化について検討を行う。 (2) 財政局分 既存の税務証明発行業務に係る業務フローの可視化・分析調査等を実施する。 3 今後の予定 令和7年度 導入に向けた調査 令和8年度 スマート窓口の導入（先行区） 令和9年度 スマート窓口の順次導入		
担 当 課	スポーツ市民局地域振興部区政課 財政局税務部税務システム推進課		電話972-3111 電話972-2359

令和7年度主な施策等一覧

スポーツ市民局
財政局

事 項	(継続) 住民票の写し等のコンビニ交付 導入準備		草案頁	69頁 70頁
予 定 額	97,006千円	スポーツ市民局 20,006千円 財政局 77,000千円		
事業の概要	1 趣 旨 住民票の写しや所得証明書などをコンビニなどで取得できる 仕組みの導入により、市民の利便性の向上及び窓口業務の効率化 を図る。 2 内 容 コンビニ交付の導入に必要となるシステム改修に伴う基本設 計及び住民票の写しや所得証明書などの情報を地方公共団体情 報システム機構に送信するための通信機器等の調達 3 スケジュール (予定) 令和7年度 基本設計、通信機器等の調達 令和8年度 システムの改修 コンビニ交付の開始 債務負担行為 (スポーツ市民局分) 期間 令和7年度～8年度 限度額 149,000千円 SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 9 産業と経済革新の 力をもつこころ 11 質の高い教育を みんなに			
担 当 課	スポーツ市民局地域振興部住民課 財政局税務部税務システム推進課		電話972-3177 電話265-1109	



令和7年度主な施策等一覧

財政局

事 項	(継続) 定額減税補足給付金	草案頁	70頁						
予 定 額	6,676,000千円								
事業の概要	1 趣 旨 国の経済対策に基づき、賃金上昇が物価高に追いついていない市民の負担を緩和するため、令和6年度に実施した定額減税補足給付金において、支給額に不足が生じた方等に対し、給付金を支給する。								
	2 内 容								
	<table><tr><th>対 象</th><th>給 付 額</th></tr><tr><td>令和6年度に実施した定額減税補足給付金において、支給額に不足が生じた方</td><td>不足する金額 (1万円単位で支給)</td></tr><tr><td>本人及び扶養親族等として定額減税の対象外であり、低所得世帯向け給付(※)の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しなかった方</td><td>原則4万円 (令和6年1月1日に国外居住者であった場合は3万円)</td></tr></table>			対 象	給 付 額	令和6年度に実施した定額減税補足給付金において、支給額に不足が生じた方	不足する金額 (1万円単位で支給)	本人及び扶養親族等として定額減税の対象外であり、低所得世帯向け給付(※)の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しなかった方	原則4万円 (令和6年1月1日に国外居住者であった場合は3万円)
	対 象	給 付 額							
	令和6年度に実施した定額減税補足給付金において、支給額に不足が生じた方	不足する金額 (1万円単位で支給)							
本人及び扶養親族等として定額減税の対象外であり、低所得世帯向け給付(※)の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しなかった方	原則4万円 (令和6年1月1日に国外居住者であった場合は3万円)								
※以下の給付									
・令和5年度住民税非課税世帯への給付(7万円) ・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付(10万円) ・令和6年度新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯への給付(10万円)									
担 当 課	税務部税制課	電話 972-2332							